# IDC TRACKER データ引用ガイドライン

IDC のグローバル市場情報の価値を最大限に活用していただき、使用される IDC の情報が正確かつ最新であり、適切に出典が明記され、適切な文脈で使用されるようにするため、IDC は Quarterly Tracker（四半期トラッカー）製品からの情報の取得と使用に関する以下のガイドラインを作成しました。

本ガイドラインは、IDC の Quarterly Tracker（地域別および世界規模のデータ）に特化したものであり、IDC の利用規約およびコンテンツ使用ガイドライン（ご要望に応じて提供）と併せて適用されます。

## データ引用のガイドライン

このセクションでは、クライアント企業（以下、クライアント）による適切なデータ引用のためのガイドラインを示します。

- **データの所有権**：クライアントは、Tracker の定期購読契約に基づき、あるいは現在公開されているデータの購入によって、参照するデータを「所有」していなければなりません。IDC がプレスリリースやその他の一般公開文書を通じて限定的なデータを公開している場合、一部の例外が認められます。
- **データのバージョン**：クライアントが引用するデータは、最新の Tracker で公開されたものでなければなりません。申請対象が以前のバージョンのデータである場合は、いったん申請が差し戻され、データの更新が求められます。
- **対象市場**：すべてのデータ引用では、市場のどの部分を参照しているかを明確に特定する必要があります（例：x86 サーバー、デスクトップ PC、ネットワーク接続ストレージなど）。市場の参照は IDC の市場定義に従い、IDC の調査で特定された具体的な市場名を使用しなければなりません。
    - 企業固有の用語や市場名、カテゴリーは使用できません（たとえ、それらが IDC の市場定義と同義であっても不可です）。
    - Tracker データベースの複数のカテゴリーからのデータは、ベンダー（クライアント）が定義する新しいカテゴリーに組み合わせることができますが、新しいカテゴリーについてベンダーが明確に説明し、IDC の承認を得る必要があります。また、これが IDC の定義する複数のカテゴリーの組み合わせであることを明確に示さなければなりません。IDC はこのような組み合わせを精査し、それらが真の市場動向を正確に反映していることを確認しますので、ご留意ください。

©2025 IDC

- **許可される可能性のある組み合わせの例**：UNIX と Linux の出荷台数、エントリーレベルとミッドレンジサーバー、SAN と NAS をネットワーク型ストレージに統合。
- **許可されない組み合わせの例**：SAN と内部ストレージ、政府と中小企業への出荷台数。

➢ **測定**：すべてのデータ引用は、使用されている測定単位（例：ベンダー収益、出荷台数、ポート数、容量など）を明確に記載しなければなりません。

- IDC がベンダーの収益と市場価値の両方について調査結果を公開している場合、世界市場シェアに関する記述には収益のみを使用できます。
- IDC のデータに基づいて記述を行う際は、測定単位を明確に示す必要があります。たとえば、「ベンダーA は世界の x86 サーバー市場で第 1 位」という記述は、「ベンダーA は世界の x86 サーバー市場の出荷台数で第 1 位」または「ベンダーA は出荷台数に基づいて世界の x86 サーバー市場で第 1 位」と正確に表現してください。

➢ **期間**：すべてのデータ引用には、引用している期間を明確に記載する必要があります（例：2019 年第 1 四半期、2018 年（暦年）、2018 年第 2 四半期から 2019 年第 1 四半期までなど）。

- 成長に関する記述では、前期比成長（四半期ごと）か前年同期比成長（年間）かも明記する必要があります。たとえば、「ベンダーA は、2019 年第 1 四半期に世界の x86 サーバー収益を前年同期比で 9.5%成長させた」などです。
- 会計年度が暦四半期と一致しない企業の場合、暦四半期を参照していることを明記することを推奨します。

➢ **誤差の範囲**：2 社以上の差がデータの推定誤差範囲内である場合、IDC は統計的に同率と判断することがあります。

- **ESS 、 Server 、 Converged 、 AI Infrastructure 、 PBBA 、 Enterprise Infrastructure の各 Tracker の場合：**IDC は、いずれの地域においても、出荷台数または収益の市場シェアの差が 0.1%以下である場合に統計的に同率と判断します。
- **Software および Public Cloud Services Tracker 製品群の場合**：IDC は、いずれの地域においても、出荷台数または収益の市場シェアの差が 0.5%以下である場合に統計的に同率と判断します。
- **その他すべての Tracker の場合**：誤差の範囲は、特定の市場やデータに対する IDC の確信度によって異なります。ほとんどの場合、世界または地域レベルでは出荷台

部外秘および機密情報

IDC の情報は著作権で保護されています － IDC 情報の外部での使用には、すべて IDC の事前の明示的な書面による許可が必要です。外部使用には、IDC のコンテンツのサブライセンス、リース、販売、または販売の申し出、および IDC 情報の公開表示が含まれます。IDC 情報は、IDC の書面による許可なしに、クライアントに直接雇用されていない人（サプライヤー、関連会社、パートナー、請負業者、投資家、顧客、または報道関係者を含む）に対して複製、抜粋、再フォーマット、翻訳、その他の目的で再利用、または配布することはできません。これらの行為は IDC の著作権侵害となり、法的措置の対象となる可能性があります。

IDC, 2025

数または収益の市場シェアにおいて 1%以下の差が同率とみなされ、国レベルでは2%以下の差が同率とみなされます。

- **市場ポジション**：企業（ベンダー）の市場ポジション（シェア）は、Tracker の「**Company**」フィールドに基づいて判断する必要があり、ベンダー名は Tracker に表示されている通りに正確に記載しなければなりません（例：IBM、Dell Technologies、Hewlett Packard Enterprise など）。
    - 市場ポジションに関する記述では、成長率、市場シェア、市場シェアの拡大を慎重に区別してください。成長率と市場シェアの記述はパーセンテージで表現してください。市場シェアのリード（差）、拡大、または縮小に関する記述はパーセントポイントで表現してください。
    - 以下に例を示します。
        - ベンダーA は、ベンダー収益で前期比 5%成長した
        - ベンダーA は、出荷台数で前年同期比 5%成長した
        - ベンダーA は、市場シェアを前期比 5 ポイント拡大した
        - ベンダーA は、25%の市場シェア（台数ベース）で市場をリードし、ベンダーB を 4 ポイント上回った。
    - IDC は、Inspur/Inspur Power Systems（IBM）や Lenovo/Lenovo NetApp Technology のように、2 社が合弁事業を運営している場合、ベンダー名表記に関する本規則の例外を設けています。
    - IDC は、市場動向の変化に応じて例外を追加する権利を有します。
- **ベンダーの比較および言及**：他社（競合他社）の世界市場データとの比較や言及は、ベンダー名の記載を含めて許可されます。ただし、そのような記述は適切性と統計的有意性について精査されます。
    - IDC は、そのような記述やその使用文脈が過度に攻撃的である場合、承認を拒否する権利を留保します。「ベンダー収益の市場シェアにおいて、ベンダーA がベンダーB を 2 ポイントリードしている」といった表現は、その差異が正確であり、適切な文脈で使用されていると IDC が判断した場合には、適切な表現です。
- **市場ランキング**：特定の市場における上位ベンダーの表示は、市場収益または出荷台数に基づいてランク順に示す必要があります。このような表現（グラフィックまたは表）には、上位 3 社または上位 5 社のみを含めることができます。

**部外秘および機密情報**

IDC の情報は著作権で保護されています – IDC 情報の外部での使用には、すべて IDC の事前の明示的な書面による許可が必要です。外部使用には、IDC のコンテンツのサブライセンス、リース、販売、または販売の申し出、および IDC 情報の公開表示が含まれます。IDC 情報は、IDC の書面による許可なしに、クライアントに直接雇用されていない人（サプライヤー、関連会社、パートナー、請負業者、投資家、顧客、または報道関係者を含む）に対して複製、抜粋、再フォーマット、翻訳、その他の目的で再利用、または配布することはできません。これらの行為は IDC の著作権侵害となり、法的措置の対象となる可能性があります。

IDC, 2025

- 以下の「地域および国別の参照」に関する追加のガイドラインにも留意してください。

➢ **地域および国別の参照**：地域および国レベルのデータを引用できます。ただし、場合によっては地域や国の承認が必要となり、公開が遅れる可能性があります。

- アジア太平洋、中国、日本、ラテンアメリカ、EMEA の地域では、競合他社のデータを引用または表示する際に具体的なベンダー名を使用できません。ベンダー名ではなく、ベンダーA、ベンダーB、ベンダーC などの表記を使用してください。
- 記述内容が地域または国のデータのみに基づいている場合、その地域／国の主任アナリストがデータの確認および対応する IDC パーミッションチームとの承認プロセスの調整について責任を負います。
- 各地域／国の IDC チームが世界規模のデータに基づく記述の承認要請を受けた場合、内容確認と承認のために permissions@idc.com に申請する必要があります。
  - 申請前に、各地域／国の IDC チームは、記述内容が上記の基準を満たしているか、必要に応じて現地クライアントに早期の修正を要請する必要があります。

➢ **クエリーツールのグラフィックス**：**IDC Tracker Query Tool** の「View（表示）」セクションで生成されたグラフィックス（すべてのチャートを含む）は、**内部使用のみを許可**しています。

## クライアントのプレスリリース

このセクションでは、クライアントのプレスリリースにおいて Tracker データを使用する際の基本的な形式に関するガイドラインを提示します。

➢ 「IDC」を見出しや小見出しに記載してはなりません。「大手市場調査会社」や「新たに発表されたデータ」などの表現は適切です。

➢ プレスリリース内に IDC のボイラープレート（「IDC について」などの企業定型文）を含めてはなりません。クライアントのプレスリリースであり、共同リリースではありません。

➢ 正しい Tracker 製品名と、リリースの日付を出典として以下の形式で記載する必要があります。

- **IDC Quarterly テクノロジー名 Tracker、年／四半期。以下に例を示します。**
  - **IDC Quarterly Server Tracker, 2019 Q4**

部外秘および機密情報

IDC の情報は著作権で保護されています － IDC 情報の外部での使用には、すべて IDC の事前の明示的な書面による許可が必要です。外部使用には、IDC のコンテンツのサブライセンス、リース、販売、または販売の申し出、および IDC 情報の公開表示が含まれます。IDC 情報は、IDC の書面による許可なしに、クライアントに直接雇用されていない人（サプライヤー、関連会社、パートナー、請負業者、投資家、顧客、または報道関係者を含む）に対して複製、抜粋、再フォーマット、翻訳、その他の目的で再利用、または配布することはできません。これらの行為は IDC の著作権侵害となり、法的措置の対象となる可能性があります。

IDC, 2025

- すべてのエンタープライズインフラストラクチャ Tracker の名称を以下に示します。
  - IDC Quarterly Application Delivery Tracker
  - IDC Quarterly Computing Platforms and Storage ODM Direct Tracker
  - IDC Quarterly Converged Systems Tracker
  - IDC Quarterly Enterprise Infrastructure Tracker: Buyer & Cloud Deployment
  - IDC Quarterly Enterprise Infrastructure Tracker
  - IDC Quarterly Enterprise Storage Systems Tracker
  - IDC Quarterly Ethernet Switch Tracker
  - IDC Quarterly Network Infrastructure Tracker
  - IDC Quarterly Purpose-Built Backup Appliance Tracker
  - IDC Quarterly Router Tracker
  - IDC Quarterly Server Tracker
  - IDC Quarterly Wireless LAN Tracker
  - IDC Semiannual Artificial Intelligence Infrastructure Tracker
  - IDC Semiannual Enterprise Infrastructure Tracker: Workloads

- IDC アナリストのコメントをプレスリリースで引用することはできません。IDC アナリストはその他のタイプのプレスリリースでは引用される場合がありますが、Quarterly Tracker データに関するリリースでは引用できません。
- IDC はこれらのリリースにおけるデータの使用は許可しますが、これらのリリースでは非常に直接的なベンダー比較が行われることがあるため、IDC としてコメントが引用されることは避けてください。
  - クライアントのプレスリリースの焦点が他の主題であり、最近の Tracker の結果に言及している場合は、アナリストのコメントの引用を承認できます。
  - たとえば、新製品を発表するクライアントのプレスリリースで、リリースの本文中で最近の Tracker の結果にも触れている場合、IDC のアナリストのコメントを掲載できます。この場合、プレスリリースの焦点は新製品の発表であり、Tracker の結果ではありません。
  - プレスリリースの主な焦点が Tracker におけるクライアントの最新の結果を発表することである場合、アナリストのコメントの引用は許可されません。

## クライアントからの申請のタイミング

- **申請のタイミング**：原則として、IDC は新しい Tracker データが公開される前の 1 週間は、マーケティング資料やプレスリリースに現行の Tracker データを引用する新規の申請を承認しません。

**部外秘および機密情報**

IDC の情報は著作権で保護されています – IDC 情報の外部での使用には、すべて IDC の事前の明示的な書面による許可が必要です。外部使用には、IDC のコンテンツのサブライセンス、リース、販売、または販売の申し出、および IDC 情報の公開表示が含まれます。IDC 情報は、IDC の書面による許可なしに、クライアントに直接雇用されていない人（サプライヤー、関連会社、パートナー、請負業者、投資家、顧客、または報道関係者を含む）に対して複製、抜粋、再フォーマット、翻訳、その他の目的で再利用、または配布することはできません。これらの行為は IDC の著作権侵害となり、法的措置の対象となる可能性があります。

IDC, 2025

- たとえば、Q1（第 1 四半期）のデータが公開される前の 1 週間に、Q4（第 4 四半期）のデータをプレスリリースやパンフレットに引用する申請は承認されません。
- このような場合、クライアントは新しいデータが利用可能になるまで待ち、新しく公開された結果を使用して申請を再提出するよう指示されます。
- この規則の例外は、契約入札や RFP（提案依頼書）で使用するデータの場合です。これらの申請は緊急性が高く、閲覧する人が限られ、特定の期間に限って参照されるため、新しい Tracker の結果が公開される前の 1 週間でも承認することが可能です。ただし、これらの申請では、データが表す期間、測定単位、市場を明確に記載することが不可欠です。

## 予備データ

- IDCは場合によって、クライアントに予備的な（プレリミナリー）市場データをリリースすることがあります。**このデータはクライアントの内部使用のみを目的としており、外部向けのプレスリリースやその他の外部コミュニケーションで使用することはできません。**
- IDCはまた、プレスリリースを通じて限定的な予備データを公開する場合があります（Personal Computing Device Trackerでよく行われます）。IDCが公開した予備データは、クライアントが外部コミュニケーションで使用できます。このデータを外部向けの公開文書で引用する際は事前の確認と承認が必要であり、予備的なデータであることを明確に示さなければなりません。

## エンバーゴポリシー

データの一般公開前にクライアントがデータにアクセスできるようにするため、IDCはエンバーゴ期間（コンテンツが公開されるまでの待機期間）を設定する場合があります。IDCは、エンバーゴ期間の解除（情報解禁）の時期とデータが公開される時期を明確に指定します。

### エンバーゴ期間中のIDCプレスポリシーに関するユーザーガイドライン

以下は、エンバーゴ期間中のIDC Trackerデータおよびの公式発表の適切な使用方法を示しています。

- IDCの公式プレス発表の内容は、エンバーゴ期間が解除されるまで、外部の関係者／報道機関／ジャーナリストに配布することはできません。

部外秘および機密情報

IDC の情報は著作権で保護されています － IDC 情報の外部での使用には、すべて IDC の事前の明示的な書面による許可が必要です。外部使用には、IDC のコンテンツのサブライセンス、リース、販売、または販売の申し出、および IDC 情報の公開表示が含まれます。IDC 情報は、IDC の書面による許可なしに、クライアントに直接雇用されていない人（サプライヤー、関連会社、パートナー、請負業者、投資家、顧客、または報道関係者を含む）に対して複製、抜粋、再フォーマット、翻訳、その他の目的で再利用、または配布することはできません。これらの行為は IDC の著作権侵害となり、法的措置の対象となる可能性があります。

IDC, 2025

- この期間中は、ベンダー主導かメディア主導かを問わず、外部向けに公的な声明を出すことはできません。
- クライアントは、プレス（メディア）がIDCのエンバーゴ期間を遵守することを確認した上で、この期間中にプレスへの働きかけやブリーフィングを行うことができます。
- IDCのエンバーゴが遵守され、IDCが情報源として明記される限り、クライアントの組織内における社内コミュニケーションは許容されます。
- エンバーゴ期間後のクライアントによる発表については、IDCパーミッションチームまたは適切なIDCリサーチバイスプレジデントもしくはカントリーマネージャーによる事前の書面での承認が必要です。これには、広告、プレスリリース、販売用資料、または販促資料で使用されるあらゆる情報が含まれます。

## 違反ポリシー

クライアントがIDCのエンバーゴポリシーに違反した場合、またはプレスリリースやIDCデータのその他の公開利用についてIDCの承認を得なかった場合、IDCは違反が再び起こらないよう適切な措置を講じます。以下に具体的な措置を示します。

- **初回の違反**：IDCのプレスガイドラインに違反した企業（必要な承認を得ていない、またはエンバーゴ期間を守らなかった場合を含む）は、IDC情報の使用に関する契約上の義務について書面で注意喚起を受けることになります。これに対し、当該企業は今後の問題再発を防ぐために講じた措置について、書面でIDCに説明する必要があります。
- **2 回目の違反**：再度違反した企業は、Tracker関連のプレスリリースを事前に確定することを許可されなくなります。IDCは、IDCがその四半期のTrackerデータを公開するまで、当該企業からのプレスリリースの承認を保留することでこの措置を実施します。IDCの承認なしに企業がTracker関連のプレスリリースを発表した場合、IDCはその企業の結果についてメディアとの議論を拒否し、それに対応してIDC自らプレスリリースを発表する権利を留保します。
- **3 回目の違反**：3 回違反した企業は、エンバーゴ対象のTrackerデータを事前に入手することができなくなります。IDCがその四半期のTrackerの結果を公表するまでデータ提供は保留されます。

**追加規則**

- **期間**：各違反は 12 か月間記録に残ります。最初の違反から 12 か月間新たな違反がなかった場合、次の違反は新たな初回の違反として扱われます。ただし、最初の違反から 12 か

部外秘および機密情報

IDC の情報は著作権で保護されています － IDC 情報の外部での使用には、すべて IDC の事前の明示的な書面による許可が必要です。外部使用には、IDC のコンテンツのサブライセンス、リース、販売、または販売の申し出、および IDC 情報の公開表示が含まれます。IDC 情報は、IDC の書面による許可なしに、クライアントに直接雇用されていない人（サプライヤー、関連会社、パートナー、請負業者、投資家、顧客、または報道関係者を含む）に対して複製、抜粋、再フォーマット、翻訳、その他の目的で再利用、または配布することはできません。これらの行為は IDC の著作権侵害となり、法的措置の対象となる可能性があります。

IDC, 2025

月以内に新たな違反が行われた場合、それは 2 回目の違反とみなされます。2 回目の違反の後、記録が抹消されるまでには 2 年間（24 か月）を要します。

- **エスカレーション（より踏み込んだ措置）**：違反の重大性に応じて、IDCは適切と判断する範囲でより厳しい是正措置を講じる権利を留保します。

## 申請プロセス：

IDC が提供する情報の使用許可を得るために、クライアントは IDC 情報を含むコンテンツアセットの完全な最終版を **permissions@idc.com** に提出する必要があります。これにより、IDC は使用の全体的な文脈を把握し、その正確性、最新性、適切な帰属を確認できます。通常、コンテンツアセットは文書形式（プレスリリース、マーケティング資料、プレゼンテーション、財務報告書、ウェブページ、ブログ記事、ツイートなど）で提出されますが、音声や動画などの他のマルチメディア形式で提出することも可能です。

- 提出物には、IDC 情報の出典（上記の「クライアントのプレスリリース」セクションの出典詳細を参照）を含め、その記述に関する市場、測定単位、期間を明確に記載する必要があります。
- 審査プロセスを円滑に進めるため、引用するデータを導き出すのに使用したフィルターがあれば、それを明示してください。
- IDC 情報の引用申請と、それを使用するコンテンツアセットは、審査と承認のため permissions@idc.com に提出できます。
- IDC 情報の引用申請は、文脈、正確性、最新性、適切な帰属について、IDC パーミッションチームと元の調査を担当したアナリストによって慎重に審査されます。承認には、適切な IDC リサーチバイスプレジデントまたは IDC の各国のカントリーマネージャーによる追加の審査が必要な場合があります。
- ほとんどの引用申請は 72 時間（2〜3 営業日）以内に審査され、承認されます。ただし、出典情報の欠如、申請時に提出されたコンテンツアセットの形式、コンテンツアセットに大幅な変更を加える必要性、審査と承認を担当する IDC アナリスト／バイスプレジデントのスケジュールの都合など、さまざまな要因により承認が遅れる可能性があります。
- マルチメディア（音声、動画など）の審査申請は、文書ベースの申請よりも時間がかかる場合がありますので留意してください。
- IDC パーミッションチームによる承認は、審査のために提出されたコンテンツアセットにのみ適用されます。IDC は、クライアントが選択したあらゆるコンテンツアセットにおける

**部外秘および機密情報**

IDC の情報は著作権で保護されています – IDC 情報の外部での使用には、すべて IDC の事前の明示的な書面による許可が必要です。外部使用には、IDC のコンテンツのサブライセンス、リース、販売、または販売の申し出、および IDC 情報の公開表示が含まれます。IDC 情報は、IDC の書面による許可なしに、クライアントに直接雇用されていない人（サプライヤー、関連会社、パートナー、請負業者、投資家、顧客、または報道関係者を含む）に対して複製、抜粋、再フォーマット、翻訳、その他の目的で再利用、または配布することはできません。これらの行為は IDC の著作権侵害となり、法的措置の対象となる可能性があります。

IDC, 2025

IDC 情報の使用に対して「包括的な承認」を発行することはありません。IDC 情報を含む各コンテンツアセットには、IDC による個別の審査と承認が必要です。IDC から承認が発行された後にコンテンツアセットに変更が加えられた場合、修正されたコンテンツアセット全体を再提出し、再度の審査と承認を受ける必要があります。

## お問い合わせ

本ガイドラインについてご質問がある場合は、**permissions@idc.com** までメールでお問い合わせいただくか、IDC のパーミッションチーム（米国内から 508.935.4209）に電話でお問い合わせいただくか、お住まいの国の IDC カントリーマネージャーにお問い合わせください。

**部外秘および機密情報**

IDC の情報は著作権で保護されています – IDC 情報の外部での使用には、すべて IDC の事前の明示的な書面による許可が必要です。外部使用には、IDC のコンテンツのサブライセンス、リース、販売、または販売の申し出、および IDC 情報の公開表示が含まれます。IDC 情報は、IDC の書面による許可なしに、クライアントに直接雇用されていない人（サプライヤー、関連会社、パートナー、請負業者、投資家、顧客、または報道関係者を含む）に対して複製、抜粋、再フォーマット、翻訳、その他の目的で再利用、または配布することはできません。これらの行為は IDC の著作権侵害となり、法的措置の対象となる可能性があります。

IDC, 2025